

教職員の勤務負担軽減を求める決議

学校現場に常態化している多忙・長時間労働の解消は喫緊の課題であり、「学校にも働き方改革の風」を求める声が高まっている。19年1月、中教審は学校における働き方改革に関する総合的な方策について答申し、文科省からガイドラインが示された。3月には改正労働安全衛生法施行を前に、学校における一層の労働安全衛生管理の充実について通知が送られた。岩手県でも、18年6月に「岩手県教職員 働き方改革プラン」、岩手県における部活動の在り方に関する方針が策定され、県立学校へのタイムカードの導入、学校閉庁日の設定、部活動指導員の導入などが行われた。

18年8月から県立学校に導入されたタイムカードは、「使いにくい」「正確な勤務時間の把握になっていない」等、課題が多い。また、業務内容によっては打刻対象外となっている事例もあり、すべての業務を対象とした「在校等時間」の把握を求めていく必要がある。タイムカードの導入により、県教委がとりまとめている勤務時間外状況の集計結果は、自己申告による記録であった前年度までに比べ、時間外勤務が大幅に増加している。高教組が18年8月に実施した調査では、県の集計結果よりもさらに長い時間外勤務が確認されている。「岩手県教職員 働き方改革プラン」は18～20年度までに月80時間以上の時間外勤務をする教職員の割合を対前年比3割減、最終的には長時間勤務ゼロにする目標を示している。教職員の健康を確保する観点から、長時間労働を是正するよう県に引き続きとりくみを求めていく。

「岩手県における部活動の在り方に関する方針」は、高校の部活動休業日は「週1日以上の上の休業日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上の上の休業日の設定に努める」と示している。教職員の働き方改革の推進のため、地域・保護者等の理解を得てゆく必要がある。19年3月に県が発出した「学校業務のスクラップアンドビルドに係る提言のとまりまとめ」では、部活動は「自主的・自発的活動であることの再確認」「加入を過度に推奨するものではないことを学校、生徒等に積極的に周知」と示している。高教組は部活動のあり方について引き続き議論を重ねていく。

高教組が実施した調査では、多忙化解消のためにとりくむこととして、「教職員定数の改善」との回答が最も多く43.2%を占め、この割合は年を追うごとに多くなっている。人と予算を増やさずに負担軽減ができるはずのないことを、今後も強く訴えていく。

ゆとりのない働き方は教育実践に悪影響をおよぼす。私たち自身も働き方を見直し、すべての教職員が健康的に働くことのできる職場づくりにとりくんでいく。月1回の衛生委員会を開催し、長時間労働の是正によって、ワークライフバランスを実現し、生活時間を取り戻すため、「学校にも働き方改革の風」がふき続けるよう、高教組はこれからも運動をすすめていく。

以上決議する。

2019年5月28日

岩手県高等学校教職員組合 第84回定期大会

日本国憲法を護り、平和と人権を守る特別決議

18年3月25日、自民党の憲法改正推進本部が、憲法改正について「条文イメージ・たまたま台案」をまとめたことが発表された。4月14日に行われた自民党大阪府連の臨時党員大会で安倍首相は、「憲法に自衛隊と明記し、違憲論争に終止符を打つ。自民党内で『自衛隊の明記』などの4項目について議論が深まった。今後、最終的に国会に提案する成案を得ていきたい」と述べ、「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」とも表明した。憲法を擁護する立場にある首相が、国民的な議論の高まりのない中で、期限を切って「改憲」を明言したことは、到底許されるものではない。17年10月の衆議院議員選挙において改憲派が、改憲発議を可能とする3分の2以上の議席を確保したことにより、「改憲」は、より一層現実味をおびてきた。次世代のためにも、私たちは「改憲」の動きに対して大きく反対の声をあげていかなければならない。

戦後72年間、平和を守り続けてきた日本国憲法第9条が大きく変えられようとしていく。自民党は自衛隊が9条に明記されても何も変わらないと言いが、何も変わらないのであれば明記をめぐり必要はどこにもない。自民党案には、9条の2として「前条の規定は、(中略)自衛のための措置をとることを妨げず」という文言があり、これにより前条の「戦力不保持」「交戦権の否認」は空文化されてしまう。歴代政府が、「集団的自衛権は憲法9条により禁止されている」としてきたものを、14年に「部分的に行使できると解釈改憲をした安倍首相は、日本国憲法下における最も好戦的な首相となった。既に「安全保障関連法」によって、自衛隊は、米軍などと一体となった軍事行動が可能になっており、改憲への実績づくりに着々とすすめられている。日本維新の会を除名処分になった国会議員の「戦争で領土を取り返すしかない」との発言に象徴されるように、現状追認による戦争容認の空気が広がりかねない。先の大戦への痛烈な反省により、日本は戦争放棄の憲法を定め、私たち教職員は「教え子をつたえつた戦場におくるな」の誓いを立てた。この原点に立ち戻らなければならぬ。

現政権は、13年の「特定秘密保護法」の強行成立、14年「武器輸出三原則」撤廃、「集団的自衛権の行使容認」の閣議決定、15年「平和安全保障関連法」強行成立、16年南スーダンPKOに駆け付け警備などの「新任務」付与、「共謀罪」強行成立、沖縄辺野古基地建設、オスプレイ配備など、民意を無視し、憲法を蔑ろにし続けている。「生産性がない」「震災復興より議員の当選」など、自民党議員による数々の問題発言には、多様性を認めない、人権意識の欠如した政権運営が如実に表れている。戦争ができる国になるために欺瞞に欺瞞を重ねている安倍政権の暴走をこれ以上許さないために、私たちは投票行動によって反対の意思を示す。そして、全国の仲間とともに「平和フォーラム」戦争をさせない1000人委員会「安倍9条改憲NO! 全国市民アクション」に連帯し、「改憲」反対にとりくみ、平和と人権を守る。

以上決議する。

2019年5月28日

岩手県高等学校教職員組合 第84回定期大会